

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2014-11

.....

ハイライト :

早漏治療剤Priligy、Hanmi薬品等の特許無効訴訟…2審も勝訴	2
モノのインターネットに関する特許出願急増	2
第3四半期の特許出願件数1位は「サムスン電子」、増加幅1位は「現代自動車」	3
サムスンディスプレイ、フレキシブルOLEDの封止技術を「ハイブリッド」に切换え	3
APP、米日で大気圧プラズマ発生装置の特許相次いで獲得	4
新薬の特許競争力確保のための管理システム構築しなければ	5



特許判例

大法院2014. 7. 24. 宣告2012HU917判決[登録無効(特)][公2014下、1690]

【判示事項】

甲株式会社等が名称を「処理カートリッジ、電子写真の画像形成装置、駆動力伝達部材及び電子写真感光ドラム」とする特許発明の特許権者乙の外国会社を相手に特許発明の新規性や進歩性が否定されるという理由で登録無効審判を請求したが、特許審判院がこれを棄却した事案において、上記特許発明は新規性や進歩性が否定されないと見た事例。

【判決要旨】

甲株式会社等が名称を「処理カートリッジ、電子写真の画像形成装置、駆動力伝達部材及び電子写真感光ドラム」とする特許発明の特許権者乙の外国会社を相手に特許発明の新規性や進歩性が否定されるという理由で登録無効審判を請求したが、特許審判院がこれを棄却した事案にお

いて、特許発明の特徴的構成である「複数個の角部がある非円形の横断面を有する振れ突出部と孔」と比較対象発明の「ねじ」は、形状と相互有機的な構造が異なり、両発明で感光ドラムが主組立体に装着され分離される構造、感光ドラムが駆動力の伝達を受けて回転する構造等で差が発生し、感光ドラムの回転の正確度及び分離作動性の改善の効果の面でも、両発明に顕著な差がある等、上記特許発明は比較対象発明により新規性や進歩性が否定されないと見た事例。

【参照条文】

[1] 特許法第29条第1項、第2項

大法院2014. 7. 24. 宣告2012HU1132判決[権利範囲確認(特)][公2014下、1753]

【判示事項】

名称を「焼き海苔自動切断及び収納装置」とする特許発明の特許権者甲が乙株式会社を相手に、確認対象発明が特許発明の権利範囲に属すると主張すると共に積極的権利範囲確認審判を請求したが、特許審判院がこれを棄却した事案において、上記確認対象発明が特許発明の権利範囲に属すると見た事例。

出願動向

モノのインターネットに関する 特許出願急増

超連結インフラであるモノのインターネット (IoT : Internet of Things) がIT融合技術の代表格として注目を浴びている中、関連特許の出願も急増している。

最近出願されている技術を見ると、高画質の監視カメラが撮る映像を分析して行方不明者、手配車両又は性犯罪者の情報を抽出し、抽出された情報を警察や関連機関にスマートフォンで伝える技術、スマートフォンの画面を簡単にタッチすることによって、照明・冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン・掃除機・オーブン等を必要な時に作動させる技術等、映画に出てきそうなことが現実化している。

特許庁によると、関連技術の出願は、2009年の33件から2013年は229件と年々急速に増加しているが、これは2008年から進められているモノのインターネットに対する活発な国際標準化と政府のモノのインターネット産業育成政策の推進が噛み合った結果であると思われる。

技術分野のうち、モノのインターネット機器間のネットワーク制御および管理技術に関する出願の割合が68.0%と最も高い。これは、無数の機器の識別および同時接続によるネットワークトラフィックの過負荷を解決するための技術開発が活発に行われていることを示す。細部技術としては、接続制御技術、資源割当技術、電力節減技術、機器呼出技術等の出願が多いことが分かった。

その次に、モノのインターネットのサービスに関する出願の割合が16.5%を占めている。これは、消費者の購買力を高めることができるモノのインターネット製品を市場に発売するため、産業全般にわたって様々なビジネスモデルの技術開発が活発に行われていることを示す。細部技術としては、スマートカー、ヘルスケア、産業現場設備の遠隔管制、スマートホーム、ネット広告、電子決済等の出願が多いことが分かった。

出願人別では、KT、サムスン電子、LG電子等の韓国企業が59.6%と最も高い。これは、飽和状態にあるスマートフォンのサービス市場における新規収益の創出案の一環として、大企業がモノのインターネットに大きな関心を寄せた結果であると思われ、その後が続いて、韓国電子通信研究院および国内大学等の研究機関が22.3%、外国企業が15.1%、個人が3.0%を占めている。

特許庁マルチメディア放送審査チームのチョン・ボムジェチーム長は「これまでは、モノのインターネット技術が産業現場の遠隔制御および管理に主に使われてきたが、徐々

【判決要旨】

名称を「焼き海苔自動切断及び収納装置」とする特許発明の特許権者甲が乙株式会社を相手に、確認対象発明が特許発明の権利範囲に属すると主張すると共に積極的権利範囲確認審判を請求したが、特許審判院がこれを棄却した事案において、上記確認対象発明は、上記特許発明と同一または均等な構成要素と構成要素間の有機的結合関係をそのまま含んでいるので、上記特許発明の権利範囲に属すると見なければならぬにもかかわらずこれと異なる原審判決に法理誤解の違法があるとした事例。

【参照条文】

特許法第135条

紛争

早漏治療剤Priligy、Hanmi薬品等の 特許無効訴訟…2審も勝訴

射精障害治療薬、一名早漏治療剤と呼ばれる「Priligy (Dapoxetine)」の2審特許訴訟で、韓国企業の勝訴判決が下された。

10月27日特許法院は、「Priligy (Dapoxetine)」の特許権者であるAPBI Holdings等がHanmi薬品等韓国の製薬会社を相手に提起した控訴審で、原告敗訴の判決を下した。

先の1審でも韓国メーカーの無効請求が受け入れられ、これに対して特許権者であるAPBI Holdings側が控訴していた。

しかし、今回の2審判決も国内メーカーが勝訴したことによって、ジェネリック発売の可能性はさらに高くなった。

特に、該当製品は「許可-特許の連携制度」の施行以降再審査満了となり、今回勝訴した▲Hanmi薬品、▲Kuhn1製薬、▲Dong-A Socio Holdings、▲Chong Kun Dang、▲Dong-A ST、▲FNG Reseachの6社は、「優先販売品目許可権」の獲得の可能性が高まった。

Priligyは、当初うつ病治療剤として開発されたが、市販後、早漏症治療に効果があることが立証され、適応症を拡大したものであって、これに対する用途特許の存続期間は2021年6月までである。

このため、該当製品のジェネリックを準備する韓国企業は、用途特許がジェネリックの発売の足かせになっている状況である。

今回の訴訟結果によって、訴訟を行っていた韓国の製薬会社は、PriligyのPMS(再審査期間)が期間満了となる来年7月28日に合わせて、優先販売品目許可権を申請する可能性が高くなった。

にスマートホーム、スマートカー、ヘルスケア等産業全般にわたってその応用範囲が拡大しており、まだ初期段階にあるモノのインターネット市場において、韓国企業が優位を占めるためには、通信特許の確保以外にも収益性の高い様々なビジネスモデルの特許を確保することが重要だ」と述べた。

第3四半期の特許出願件数1位は「サムスン電子」、増加幅1位は「現代自動車」

第3四半期の特許、商標、デザイン権の出願件数が過去最高の増加率を記録する等、知的財産権確保の動きがますます活発になっている。特許庁が発表した動向によると、第3四半期の知的財産権全体の出願件数は11万5616件で、前年同期比10.9%増加した。これは、最近5年間の同期間と比較して最大の増加幅である。

■特許出願、サムスン電子の圧倒的1位

特許庁によると、前年に対する知的財産権の出願件数増加率は、2010年は8.9%、2011年は8.2%、2012年は7.0%、2013年は7.3%と、これまで10%を超えたことがない。これを見ても10.9%という増加率がひととき目立つ。権利別では、特許が20.9%と最も高く、実用新案とデザインはそれぞれ18.5%、5.0%減少し対照的である。大学等の学界を中心とした知的財産権確保の動きも著しい。大学等の知的財産権の出願件数は、前年同期比20.9%増加しており、企業の出願は前年より5.2%減少した。

国内企業の特許・実用新案の出願順位では、「不動の1位」に挙げられるサムスン電子が2015件となり、今回もトップの座を守った。続いて、LG化学が949件、LG電子が891件となっている。1月から8月までの特許出願の実績も、サムスン電子が5488件で1位を占めた。これは、2位であるLG電子の2588件よりも2倍以上多い記録である。

前年同期比の成長率が大幅に上昇したのは現代自動車である。現代自動車は、昨年第3四半期に613件の特許を出願したが、今年第3四半期には791件を出願し、29%の上昇幅を記録した。

■日本、韓国内の知的財産権確保に積極的

外国人が韓国内で知的財産権の登録に乗り出す事例も増え続けている。特に日本人が特許、商標、デザイン出願に乗り出すケースが急増している。第3四半期の知的財産権の出願動向によると、外国人の国内出願は4.0%増加し、特許登録を終えたものは、前年比2%増加した。参考までに、韓国人の知的財産権の出願件数は前年比12.1%増加したが、特許登録の件数は、むしろ4%減った。

国別外国人出願の統計を見ると、知的財産権の出願の場合、日本が5212件と1位を占めており、米国が4740件、ドイツが1125件とその後に続いている。登録件数を見ても、日本4714件、米国3900件、ドイツ1111件と、出願件数と同様の傾向を示している。

第1四半期を見ても、中国と米国が各々前年比39.4%、14.9%の出願増加率を示し、日本は10.5%減っていた。第2四半期もまた、米国人の国内知的財産権の出願が5146件と1位を占めた。第3四半期に入って日本の出願が急増したことが分かる。特許庁の関係者は、「全ての産業分野で韓国が日本を逆転する機会が増えており、日本が韓国を警戒する雰囲気ますます高まっている」とし、「韓日間の知的財産権の紛争も増える傾向にあるだけに、日本人の韓国内の知的財産権確保の動きに注目する必要がある」と説明した。

電子・半導体

サムスンディスプレイ、フレキシブルOLEDの封止技術を「ハイブリッド」に切換え

サムスンディスプレイがフレキシブルOLEDの製造過程で、既存のフィルム方式の多層封止技術の代わりに「ハイブリッドカプセル化」の方式を適用する。既存のフィルム方式は、大面積化に限界があり、工程過程も複雑だからだ。

10月26日業界によると、サムスンディスプレイは、フレキシブルAMOLEDの専用ラインA3に米国のインクジェット装置のメーカーであるKateevaの装置を導入する。既存のフィルム方式の封止技術をそのまま適用する場合、インクジェット装置ではなく、モノマーやスパッタリング、有機物硬化用露光機等の蒸着装置を導入しなければならない。

UBI Researchの最新報告書でも、サムスンディスプレイが既存のフィルム方式の封止技術では、第6世代以上への適用が難しいため、ハイブリッド方式に全面修正したとしている。既存のA2ラインに適用されているフィルム方式のTFE (thin film encapsulation) 技術は、無機物を4層、その間に有機物3層が積層される非常に複雑な構造を持っている。サムスンディスプレイは、これまでこうしたフィルム方式の多層封止技術を確保するために、基幹特許を保有しているVitexの技術と人材をすべて吸収した。第5世代での量産技術は確保したが、大画面への適用と生産工程での非効率性は、依然として課題として残っていた。

サムスンディスプレイが新たに導入するハイブリッド技術は、窒化ケイ素 (SiNx) 薄膜で積層し、その上にインクジェット装置で有機物を塗布した後、硬化し、再度SiNxで積層する単純な工程である。構造が単純なので、投資費用と工程時間を大幅に削減することができる。また、大面積のパネルにも容易に適用可能である。競合他社のLGディスプレイは、早くからこの方式を適用してきた。

業界のある関係者は「最近、サムスンのベンチャー投資がインクジェットメーカーKateevaに大規模な資金を投資した

こともこのような背景のためであると思われる」とし、「既存のTFE方式より装置の投資費用が少ないため、今後ハイブリッド技術を持続的に採用する可能性が高い」と述べた。

APP、米日で大気圧プラズマ発生装置の特許相次いで獲得

大気圧プラズマ装置の専門メーカーであるAPP(代表：カン・バンクオン)は、昨年初めに米国で「均一な大気圧プラズマ発生装置」に関する特許を登録したのにつき、最近日本でも同じ技術で特許を取得した。

国内企業が大気圧プラズマ技術の宗主国といえる日本で関連特許を登録したのは今回が初めてである。会社側は、「国内企業が日本で大気圧プラズマに関する特許を取得したのは極めて異例である」とし、「日本でも高い技術力を認めた」と述べた。

この会社が開発したアルゴンガスを用いた大気圧プラズマ発生装置は、大気圧の状態ではプラズマを発生させ、タッチパネル等ディスプレイ表面の汚染物質と水分・静電気を除去したり、化学的に表面エネルギーを高めて、接着効率を高める装置である。最近では、大気圧プラズマを利用したディスプレイ無機膜(SION薄膜)のエッチングシステムも開発して、LGディスプレイに供給しており、注目されている。

会社側は中国に続いて米国と日本でも関連特許を相次いで獲得したことにより、これらの地域への輸出にも本格的に乗り出すことができるようになることを期待している。

APPは、2012年に中国で関連特許を登録、これをもとに台湾のYoung Fastや中国のTRULY等のタッチスクリーンパネルのメーカーに大気圧プラズマの洗浄装置やコーティングのための表面処理装置等を輸出している。

米国と日本の特許取得の効果はすぐに現れた。米国の太陽光発電ソリューションの専門企業First Solarが大気圧プラズマを用いた太陽光モジュールの洗浄装置購入を打診し始めた。このため、最近エンジニアがAPPを訪問し、テストを控えている。

日本でもジャパンディスプレイ等が大気圧プラズマ洗浄装置を量産ラインに適用するためにテストを行っている。APPは、これまで日本市場にはソニーやタッチパネルメーカーNissha等に研究用途としてのみ少量供給していた。テスト過程を経た後は、量産ラインに設ける予定である。

カン社長は、「特許審査が厳しいと言われていた日本で特許を登録したことは、技術の差別化が認められたということになる」とし、「効果が現れる来年からは、輸出も二倍以上増えることを期待する」と述べた。

化学・金属・生命工学

Alteogen、持続型バイオベータの基幹技術特許、中国で登録

バイオ医薬品の開発会社Alteogenが、持続型バイオベータの海外特許登録に再度成功した。

Alteogenは、自社の「体内持続性を維持することによって、生体内半減期が増加した蛋白質またはペプチド融合体、及びこれを用いて生体内半減期を増加させる方法(In vivo Half Life Increased Fusion Protein or Peptide Maintained In vivo Release, And Method For Increasing In vivo Half-Life Using Same)」がロシア、オーストラリア、メキシコに続き、8月13日に中国で特許登録されたことを明らかにした。

今回中国で特許登録となった技術は既存の糖尿病治療剤、貧血治療剤、成長ホルモン剤等、バイオ医薬品の人体内での持続性を増加させて、注射の回数を減少させ、患者の便宜性を増加させるものであって、糖尿病治療剤、貧血治療剤、成長ホルモン剤、血友病治療剤等、多様なバイオ医薬品に適用可能なプラットフォーム技術である。

同社はこの技術を2012年9月に韓国で特許登録し、2013年からロシア、オーストラリア、メキシコで登録されたのにつき、今回中国でも登録され、海外でも特許が認められることになった。

同社のパク・スンジェ代表理事は、「最も成長性の高い医薬品市場であるとともに、今後の海外事業の足がかりにした中国でバイオベータ事業の基盤技術の特許登録したことによって、CJヘルスケアと共同開発中である次世代の持続型ヒト成長ホルモンの中国市場進出のための知的財産権の保護基盤を設け、中国市場への進出を本格的に推進することができるようになった」と述べた。

Alteogenは、大田市所在のバイオ医薬品の開発会社であって、バイオ医薬品の生体内持続性を向上させるNexP融合技術と、グローバル市場で脚光を浴びている次世代技術、抗体-薬物接合(ADC)技術等の基幹技術を保有しており、海外の製薬会社と共同で抗体の薬品パイオシミラーを開発している。

<用語説明>

◆バイオベータ(Biobetter)＝遺伝子組換え、他の物質との融合等を通じ、オリジナルバイオ医薬品よりも生体内持続性や効能等が向上するようにしたバイオ医薬品を言う。一種の改良新薬であって、効能改善のための基幹技術が必要となり、オリジナル製品に対して効能改善の程度がマーケティング成功のカギとなる。

◆パイオシミラー＝品質・非臨床・臨床試験でオリジナル

バイオ医薬品との同等性を立証したバイオ医薬品を言う。オリジナル製品の特許が満了しなければ市販できず、オリジナル製品に対して価格競争力がマーケティング成功のカギとなる。

新薬の特許競争力確保のための管理システム構築しなければ

特許庁特許審査2局薬品化学審査課のキム・ボムス事務官は、最近KDDF (Korea Drug Development Fund) への「国内製薬企業の特許競争力強化の必要性」という寄稿を通じ、体系的な特許権利システムの構築が必要であることを強調した。

キム事務官は、「より多くの新薬を開発することも重要であるが、開発された新薬を外部の競合他社から守ることができる特許競争力を育てることはさらに重要である」とし、「特許競争力強化のために体系的な特許管理システムの構築が必要な時期である」と述べた。

また、「来年3月15日から特許と連携してジェネリック医薬品の販売を制限することができる『医薬品許可特許連携制度』が施行される」とし、「特許ポートフォリオの構築を通じた特許権の強化は、選択事項ではなく、国内の製薬企業の存立と成長のための必須事項として認識しなければならない」と付け加えた。

キム事務官は、このような主張について、国内の製薬会社が開発した新薬が21に至り、過去に比べ国内メーカーの新薬開発の技術がかなり向上したという点を前提にしている。

しかし、寄稿によると、韓国の主要製薬会社における特許専門人材は5～9名であるのに対して、多国籍製薬会社ファイザーは79名、Merckは61名に至っている。

過去10年間(2004年～2013年)の国内の医薬品特許出願状況を見ても、内国人の出願比率は41%であり、韓国の医薬品

特許出願の上位10社全体の出願件数は、多国籍会社の18.4%の水準であった。

1987年から今年7月までの特許権存続期間の延長承認申請/登録出願の場合、89%が外国人の出願となる。

但し、2012年以降は、韓国の医薬品特許出願の内国人の出願比率が外国人の出願比率を抜いたことが分かった。

キム事務官は、「LG生命科学の『FACTIVE INJ.』から東亜STのスーパーバクテリア治療用抗生剤『SIVEXTRO』まで、国内会社の米国FDA承認品目も徐々に増えている」とし、「韓国企業の技術的成長と比較したとき、特許競争力の部分はまだ足りない点があるようだ」と評価している。

また、「多国籍製薬会社は体系的な『Ever greening特許戦略』を通じて市場を完全かつ排他的に保護する特許ネットワークがよく構築されているのに対して、韓国企業は売上上位の製薬会社数社を除き、体系的な特許管理システムを構築していないのが実情である」と分析している。

さらに、「特許庁は韓国製薬協会とMOUを締結し、韓国の製薬会社が参加する『製薬分野の特許政策協議会』の運営等で国内の製薬会社の知的財産権認識を高めるために努力している」と述べた。

一方、特許権の独占期間は特許出願日から20年であるが、新薬に関する特許は物質特許等の特許権存続期間を最大5年まで延長できる。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr